



2024/10/18 11:43 現在の情報です。

発行年月日：2024/10/18
照会番号：0891391483

照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成12年11月9日	不動産番号	0207000122133
所在図番号	余白				
所 在	横浜市青葉区あざみ野三丁目 30番地27			余白	
家屋番号	30番27			余白	
① 種類	② 構造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階	69:97	昭和54年7月13日新築	
		2階	52:17		
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成12年11月9日	
			:		
表 題 部 (附属建物の表示)					
符 号	①種類	② 構造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	車庫	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	27:89	余白	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和54年10月16日 第40998号	所有者 横浜市緑区あざみ野三丁目30番地27 幡野克明 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年11月9日
2	所有権移転	令和2年8月31日 第18505号	原因 令和1年7月6日相続 所有者 東京都渋谷区鉢山町7番15-203号 幡野信子
3	所有権移転	令和2年12月25日 第29151号	原因 令和2年12月24日売買 所有者 東京都中央区入船一丁目4番10号 株式会社日進産業
4	所有権移転	令和6年3月29日 第7114号	原因 令和6年3月29日売買 所有者 横浜市中区尾上町四丁目47番地 リストホームズ株式会社

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成8年9月24日 第40541号	原因 平成8年9月12日第1回物上担保附社債(適格機関投資家限定)信託 社債の総額 金2億5,000万円 社債の利率 年3.0% 債務者 東京都中央区八丁堀四丁目2番地2号 共同ビル新京橋 株式会社日進産業 抵当権者 東京都千代田区九段南一丁目3番1号 株式会社さくら銀行 共同担保 目録第3236号 順位5番の登記を移記
付記1号	1番抵当権移転	平成13年9月25日 第34289号	原因 平成13年4月2日合併 抵当権者 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行
付記2号	1番抵当権移転	平成15年10月8日 第38068号	原因 平成15年3月17日合併 抵当権者 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行

	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年11月9日
2	1番抵当権抹消	平成15年10月8日 第38069号	原因 平成15年9月30日償還

共同担保目録			
記号及び番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
	(㊦)第3236号		調製 平成13年2月22日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	横浜市青葉区あざみ野三丁目 30番27の土地	1	平成15年10月8日受付第38069号抹消
2	横浜市青葉区あざみ野三丁目 30番地27 家屋番号 30番27の建物	1	平成15年10月8日受付第38069号抹消
3	東京法務局 港出張所 東京都港区赤坂八丁目 424番地 家屋番号赤坂八丁目 424番1の14の建物 敷地権の表示 符号1 東京都港区赤坂八丁目424番の土地の地上権10万分の1051	余白	余白
4	東京法務局 港出張所 東京都港区高輪二丁目 122番地2、126番地3 家屋番号高輪二丁目 122番2の45の建物 敷地権の表示 符号1 東京都港区高輪二丁目122番2の土地の地上権1万分の80 符号2 東京都港区高輪二丁目126番3の土地の地上権1万分の80	余白	余白
5	東京法務局 渋谷出張所 東京都渋谷区鉢山町 45番1の土地 幡野克明持分	余白	余白
6	東京法務局 渋谷出張所 東京都渋谷区鉢山町 45番地1 家屋番号鉢山町 45番1の27の建物	余白	余白
7	東京法務局 世田谷出張所 東京都世田谷区赤堤二丁目 41番16の土地	余白	余白
8	東京法務局 世田谷出張所 東京都世田谷区赤堤二丁目 41番地16 家屋番号41番16の2の建物	余白	余白
9	千葉地方法務局 市川支局 千葉県市川市福栄二丁目 17番13の土地	余白	余白
10	千葉地方法務局 市川支局 千葉県市川市福栄二丁目 17番14の土地	余白	余白
11	千葉地方法務局 市川支局 千葉県市川市福栄二丁目 17番地13、17番地14 家屋番号17番13の2の建物	余白	余白
12	千葉地方法務局 船橋支局 千葉県船橋市二宮一丁目 602番212の土地	余白	余白
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成13年2月22日
	余白	余白	平成15年10月8日全部抹消

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。